

新型コロナウイルス感染症に関する対応について (長崎県の特別警戒警報の延長を受けて令和3年2月5日)

長崎県内における新型コロナウイルス感染症については、昨年12月から急増し、現在も医療提供体制が逼迫する大変厳しい状況が続いており、長崎県は、1月6日(水)に「特別警戒警報」を発出し、その後、期間延長を行っていたところですが、本日、あらためて2月7日(日)までの飲食店を対象とした時短営業の協力要請の終了と佐世保市、長崎市においては、2月21日(日)までの期間、特別警戒警報を延長することが発表されました。

本市においては、医療提供体制を確保するために、1月16日に「医療緊急事態宣言」を発出し、注意喚起を行ったところですが、複数の大規模クラスターが発生し、一日あたり過去最多となる24名の感染者が発生するなど、病床占有率が7割と未だ高い傾向にあることから「医療緊急事態宣言」につきましては、継続することとします。

今後も、感染者が増え続ければ、医療機関の新型コロナウイルスの対応にかかる負担が更に増えることで、通常の診療や入院、救急などの医療全般に影響を及ぼすことになります。

引き続き、市民の皆さまには、ご理解とご協力をお願いいたします。

【佐世保市からのお願い】

■医療体制を確保するために基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

感染拡大を止めるには、一人一人が基本的な感染対策の「徹底」と「継続」した取組みがもっとも大切です。

(基本的な感染対策)

- ・マスクを必ず着用し、最大限3密を避けるようにしてください。
- ・手洗い・手指消毒・室内の換気を徹底してください。
- ・会食については、アルコールや大人数・長時間を避け、静かな会食を心掛けてください。

■感染拡大抑制のため、不要不急の外出の自粛をお願いします。

- ・県外との不要不急の往來の自粛 (3月7日まで)
- ・不要不急の外出の自粛 (2月21日まで)

市内の感染を抑え込むために生活や健康維持等の必要な場合を除いた外出の自粛をお願いします。

■家庭内での感染対策をお願いします。

- ・洗面所などのタオルは、共有しないようにし、ドアノブや手すりなどの手で触れやすい箇所については、こまめな消毒をお願いします。

【今後の取組みについて】

- ・高齢者の入所施設等についての定期的な検査を実施します。
- ・飲食店等に対する時短要請等に伴い経済上大きな影響が生じた事業者(協力金の支給対象者を除く)への支援策の実施の検討

【市が主催、共催するイベントや市が関係する施設等の対応について】 2/21まで延長

- ・イベント及び会合などについては、原則、中止または延期とします。
- ・高齢者など重症化リスクの高い方の利用が多い施設などについては、引き続き休館いたします。
5施設(いでゆ荘・鹿町温泉・やすらぎ荘・あたご荘・よしい荘)
- ・その他施設については、感染防止対策を徹底しながら継続していきます。

**新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぎ、地域の医療体制を確保するため
一人一人が基本的な感染症対策の「徹底」に「継続」して取り組みましょう。**